

別記

米沢市個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者^{注1}は、この契約による事務又は事業を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受注者は、この契約による事務又は事業に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、この契約による事務又は事業に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。^{注2}

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、この契約による事務又は事業に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者^{注3}に報告しなければならない。

5 受注者は、前項の規定により報告した事項に関し、発注者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督)

第4条 受注者は、この契約による事務又は事業の処理に従事している者（以下「従事者」という。）がこの契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的外の利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容を当該事務又は事業を処理するため以外に利用し、又は第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第6条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務又は事業を処理するために発注者から貸与された個人情報に記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。^{注4}

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、この契約による事務又は事業を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受注者は、この契約による事務又は事業をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対してこの契約による事務又は事業を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

6 前5項の規定は、2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）について準用する。

（提供資料等の返還等）

第8条 受注者は、この契約による事務又は事業を処理するために発注者から提供され、又は作成した個人情報に記載された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。^{注5}

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受注者は、この契約による事務又は事業を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(報告)

第10条 発注者は、個人情報保護のために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

(監査及び検査)

第11条 発注者は、この契約に係る個人情報等の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者、再委託先又は再々委託等先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、個人情報保護のために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。^{注6}

(事故発生時における報告)

第12条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第13条 受注者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書を発注者に提出しなければならない。^{注7}

2 受注者は、個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告書を受注者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受注者は、再委託先から提出された研修実施報告書を発注者に提出しなければならない。

4 前3項の規定は、再々委託等先について準用する。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務又は事業の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託又は再々委託等をした先において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。

備考

- 注1 委託業務の受託者をいう。
- 注2 「個人情報の取扱いに関する規程類」とは、マニュアルや指針といった個人情報の取扱いの規範となる取り決めを定めたものをいう。「管理責任者」とは委託業務に関する個人情報の管理の任に当たる者として適当と判断される者をいう。
- 注3 米沢市をいう。
- 注4 発注者から受注者へ個人情報が記載された資料等の貸与が想定されていない場合は、この条を特記事項から除くことができる。
- 注5 発注者から受注者へ個人情報が記載された資料の提供が想定されていない業務であって、受注者も個人情報が記載された資料を作成しない場合は、この条を特記事項から除くことができる。
- 注6 発注者が受注者に個人情報を提供し、受注者が管理運営する作業場所において委託業務を行う場合に実地調査を想定しているが、書面確認その他の方法により検査が可能である場合は、これに替えることができる。
- 注7 受注者が個人情報の保護に関する法律第23条及び第24条の規定により既に研修を実施している場合、その他これに準ずる措置を行っている場合は、これに替えることができる。また、研修の方法については、受注者の実情に応じて実施することを妨げないが、少なくとも個人情報を取扱う場合に従事者が遵守すべき事項については、個人情報保護委員会の提供する研修資料等を活用し、個人情報保護制度の安全管理措置について従事者に周知を図るものとする。